

政策保有株式の保有の適否の判断基準及び議決権行使基準

当社が保有する政策保有株式の保有の適否及び株主総会にかかる議案の議決権行使基準を以下のとおり定める。

1 保有の適否

- (1) 年間配当額と配当利回り（過去3期において無配当であるか）
- (2) 取得価額と直近決算期末の株価終値との評価損益
- (3) 債務超過となった企業や継続企業の前提に関する監査意見が付されているか
- (4) 業績不振が継続し、回復の見込みがないか
- (5) 反社会的行為の発覚等、コンプライアンス体制に問題があるか
- (6) 資本効率が低く、長期間にわたり株価が低迷しているか
- (7) 当該会社との取引について、経済合理性があるか

これらの項目に加え、当社との過去3年間の取引額並びに今後の展開など総合的に判断して、保有の適否を年に1回、当社取締役会において判断する。

2 議決権行使基準

株主総会の議案における議決権行使については、上記「1 保有の適否」を踏まえ、会社提案に賛成を基本方針とするが、当社の企業価値を損なう可能性のある議案が提出された際には、取締役会等で審議を行うものとする。また、次の(1)～(3)についても、議決権行使の判断に加えるものとする。

- (1) 取締役選任議案（監査等委員である取締役選任議案を含む）において、社外取締役が2名以上選任されているか
- (2) 取締役（監査等委員である取締役選任議案を含む）、監査役並びに補欠監査役選任議案において、社外役員の取締役会への出席が75%以上であるか
- (3) 買収防衛策に関する議案において、買収防衛策について十分な説明があるか

以 上